

佐賀県告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 6 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
ラパン訪問看護ステーション	佐賀市川副町大字鹿江 670 番地 8	令和元年 12 月 1 日
げんき堂薬局みふね店	武雄市武雄町武雄 3669-1	令和元年 12 月 2 日
ぶどうの木クリニック	佐賀市水ヶ江一丁目 2 番 21 号	令和 2 年 1 月 1 日
温泉四区薬局	嬉野市嬉野町下宿乙 2367-5	〃